

檜山管内道立学校電力需給契約仕様書

檜山管内道立学校電力需給については契約書の定めによるほか、この仕様書の定めによる。

(概要)

1 納入場所

別記 1 「檜山管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

2 業種

道立学校

(仕様)

3 供給電気方式等

別記 2 「檜山管内道立学校供給電気方式等一覧」のとおり。

4 需給地点

別記 1 「檜山管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

5 電力量等の計量地点

別記 1 「檜山管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

ただし、計量地点に電力供給者が設置した計量装置等は電力供給者の所有又は管理責任物とする。

7 保安上責任分界点

需給地点に同じ。

(予定契約電力等)

8 予定契約電力及び予定使用電力量

別記 3 「檜山管内道立学校予定契約電力及び予定使用電力量一覧」のとおり。

9 過去の最大需要電力、力率及び使用電力量の実績値

別記 4 「檜山管内道立学校最大需要電力、力率及び使用電力量実績一覧」のとおり。

10 力率

85%以上で100%を目途に運用している。

(契約（使用）期間)

11 契約（使用）期間

令和 6 年（2024年）7 月 1 日から令和 7 年（2025年）6 月 30 日まで。

(その他)

12 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書を添付すること。料金の算定にあたっては、学校ごとに税込み金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。

13 燃料調整費の調整

受注者は、平均燃料価格に変動が生じたときは、発注者に対し事前に通知するものとする。

14 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金の調整

受注者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金に変動が生じたときは、発注者に対し事前に協議するものとする。

15 その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。